

8

農地法第3条許可申請事務処理の標準処理期間

今金町農業委員会

農地法第3条許可の事務処理について、申請書の受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理により行政サービスの向上に努めています。

記

農地法第3条第1項（農業委員会許可事案）標準処理期間 28日

（注：標準処理期間は、申請締切日の翌日から起算して28日としています。）

** 参考 **

今金町の下限面積は、2015農林業センサスで2ha以上の農地を耕作している農家が全戸数の8割を上回るため、下限面積2haの変更は行いません。